

パブリックコメントの回答について

「医療的ケア児の受け入れについて」のパブリックコメント募集手続きについては、令和3年4月12日から5月12日まで募集し、2名から5件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>1 医療的ケア児審査会の名称について</p> <p>医療的ケアだけではなく、知的障害や脳性麻痺、染色体に起因する疾患等を持つ児童も審査対象となるよう、「医療的ケア児等」と表記とするほうがよい。</p>	<p>1 現在、医療的ケア以外の障害を持つ児童については、発達支援委員会において個別に適切な支援がなされるよう検討しております。今回は、あくまでも医療的ケアを要する児童に対し、安全な医療行為や保育が可能かを審査、判定するものとなります。なお、審査会の名称は「医療的ケア児判定審査部会」の予定です。</p>
<p>2 審査会の構成員</p> <p>委員の医師は、地域医療を行っている医師としてほしい。</p> <p>岐阜県看護協会重症心身障がい児者在宅支援センターみらい東農サテライト（市役所内）の看護師、小児特定疾病担当の県保健所の保健師、訪問歯科衛生士（はねっと）、管理栄養士、他に小児リハビリを行っている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を審査委員として選出してほしい</p>	<p>2 審査の委員として関わっていただける医師については、医師会のみではなく、他の関係機関等の意見も反映し、市内の医師だけではなく、発達支援、医療的ケアに知見のある人を選出します。</p> <p>また、他の審査委員も医療関係者のみではなく、医療的ケア児に関連する様々な分野から選出されるよう検討します。</p>
<p>3 審査手続きについて</p> <p>審査会に使用される対象となる子ども情報を取得する際には、保護者だけでなく関連機関も参加できるようにしてほしい。</p>	<p>3 審査会においては、保護者や医師の意見書のみではなく、関係機関から提供された意見をもとにした審査を想定しております。</p>
<p>4 審査や決定の透明性について</p> <p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として設置された多治見市子育て支援会議の内容が市ホームページに公開されておらず、検討された内容がわからない。</p> <p>審査会の設置については、この協議の場で協議されたのか、また、審査会と協議の場の関係はどうか</p>	<p>4 本市では医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を「多治見市発達支援委員会」に設置しています。本会では主に障がいを持つ未就学児個人ごとの支援方法や情報共有等を行っているため、会議内容は個人情報保護の観点から非公開としております。</p> <p>医療的ケア審査会は現時点での案ですので、今後、関係機関から意見を徴取し、会の位置付け、目的を明確にし、発達支援委員会との関係性等を整理します。</p>
<p>5 まずは第一歩を、パイオニアとして未来への道筋をつけていってほしい。</p>	<p>5 貴重なご意見ありがとうございます。</p>